

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止下 における災害ボランティアセンターの 設置・運営に関するガイドラインにつ いて

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会  
新潟県災害ボランティア調整会議

## ガイドライン作成の主旨

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下では、これまでのように広域に幅広くボランティアの参加を呼びかける災害ボランティア活動を行うことは避けなければなりません。

新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況では

- ①被災地域にウイルスを持ち込み恐れ
- ②被災地域からウイルスを持ち帰る恐れ
- ③被災者やボランティア同士の接触により感染を広める恐れ

があります。

しかしながら、コロナウイルス感染対策を理由にボランティア活動を実施しないということではなく、感染拡大防止の観点から、様々な対策を行いながら支援活動を実施することを目的にガイドラインを作成しました。

# ガイドラインの内容

## 1 災害VC設置の判断

災害VCの設置に当たっては、被災者のニーズに基づき、感染拡大防止に必要な対策等を取った上で慎重に判断する。

## 2 災害VCの活動方針・内容

(1)支援活動は、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を作らない。

(2)消毒の徹底、感染防止対策を十分に行う。

(3)次の活動は原則実施しない。

「サロン活動」や「1カ所に会しての炊き出し」など3密が生ずるような支援活動

## 3 ボランティア募集の判断と方法

### (1)募集の判断

「災害VCの社会的使命」と「新型コロナウイルス感染拡大防止」という2つの観点がある。募集に当たっては慎重な検討と判断が求められる。

### (2)募集の範囲

- ・ボランティア募集は、広域で幅広く不特定多数のボランティア募集は行わない。

- ・募集範囲は、近隣住民を中心に当該市町村内に制限をする。ただし、被災地域市町村域での対応が困難で、近隣市町村、県域に拡大する必要がある場合は、地域住民の意見や、行政、専門的知見を有する者の意見を聞き判断する。

## 3 ボランティア募集の判断と方法

- ・ボランティアの申込、受付は、事前申し込み登録制とするなど、被災地に訪れる人数を制限するとともに、活動者を確実に把握する。

(例)

- ・ 1グループ5名まで。募集は最大10グループまで。
- ・ 1日の募集人数の制限 (30名までなど)
- ・ ボランティアバスは車内での感染リスクが高いため実施しない

### 【参加できない条件】

(例)

- ・ 本人、家族、同居人に、発熱、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚に障害がある場合。(過去14日間)
- ・ 過去14日間に、本人、家族、同居人が特定警戒都道府県へ往来した場合。

## 4 災害ボランティアセンターの設置場所・環境

### (1)設置場所

- ・基本は屋外。屋内の場合は換気が十分できるところ。
- ・必要な感染防止対策を実施する。

- (例)
- ・施設内、備品消毒
  - ・十分な空間、スペースの確保
  - ・手洗い場、消毒液の配置
  - ・マスク、使い捨て手袋、ゴーグル・フェイスシールド、ガウン
  - ・建物内に入る人数の制限
  - ・パーティション、ビニールカーテンの設置
  - ・扇風機の設置
  - ・体温計やサーマルカメラ等の機材を使った体温確認

## 5 ボランティア活動時の感染防止対策

### (1)活動場所までの移動・送迎

- ・ 自家用車の方は自家用車で。その際も、多数が乗車しない。
- ・ 災害VCによる送迎が必要な場合は、座席間隔を空ける、換気、消毒を行う。

### (2)活動中

- ・ 被災者宅に立ち入る際は手洗い、手指消毒を行う。
- ・ マスク、使い捨て手袋、ゴーグル・フェイスシールド、ガウン等の着用
- ・ 他の人との2メートル以上空ける。
- ・ 近距離での会話は行わない。作業等に当たって必要最小限のコミュニケーションに留める。

## 5 ボランティア活動時の感染防止対策

### (3)活動後

- ・着用していたマスク等は、適切な処理を行う。
- ・長靴等の洗浄、石けんでの手洗い、手指消毒、うがいの実施。
- ・できるだけ早く入浴する。身につけていたものは速やかに洗濯をする。

### (4)帰宅後

- ・当面の間は検温など経過観察を行う。発熱等体調に異変を感じた場合は、かかりつけ医、帰国者・接触者相談センターに相談する。



## 6 被災者ニーズの把握

ボランティア募集人数の制限を行うことで、十分な活動量を確保できないため、優先順位を丁寧に判断する必要がある。また、それに伴い、直ぐに支援に伺えない可能性があることを丁寧に説明する。

## 7 情報発信

- ・災害VC設置については慎重な判断が求められる（被災者の状況把握、新型コロナウイルス感染対策等）。いつ頃までに設置の判断をするかの目安を示す。
- ・活動中に新型コロナウイルスに罹患した場合、ボランティア活動保険の対象になること。
- ・十分な感染対策を実施した上で活動すること。
- ・ボランティアバスの運行は実施しないこと。

## 8 情報共有会議

基本オンライン開催。

## 9 運営に関する配慮

### (1)運営支援者

- ・ 災害VC運営は、当該市町村社協、行政、関係団体を中心に行う。
- ・ 県内市町村社協、県災害ボランティア調整会議構成団体等からの支援受け入れは、地元関係者で協議の上判断する。
- ・ 他県からの支援は原則受け入れない。受け入れを行う場合は、専門的知見を有する者の意見を踏まえ判断する。
- ・ 運営に関わる支援者を固定する。  
(特定の者、継続的に関われる者)

## 9 運営に関する配慮

### (2)感染対策

- ・被災者、ボランティア、スタッフの名簿を整理、管理する。
- ・保健師、保健所、医療関係機関と事前に協議・連携する。
- ・心理的不安やストレスなどに備え、相談窓口のリスト化。

## 10 陽性者が出たときの対応

- ・被災者、ボランティア、スタッフ問わず陽性者が出た場合の対応のフロー作成

## 11 被災地外でのボランティア活動

- ・1カ所に集まる活動は避ける。
- ・募金活動などは、非接触型（ネット等）で。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大における災害VCの設置・運営等について  
(社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止下における、災害ボランティアセンターの設置・運営の考え方(第一次案) (東京ボランティア・市民活動センター)
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」(厚生労働省)
- ・新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック(特定非営利活動法人(認定NPO法人)全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)